

情報通信審議会 情報通信政策部会

デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会 第40回 議事録

1 日時：平成20年6月19日（木）19：00～20：30

2 場所：総務省 講堂

3 出席者（敬称略）

（1）委員（専門委員含む）

村井 純（主査）、浅野 睦八、池田 朋之、石井 亮平、岩浪 剛太、植井 理行、大淵 哲也、大山 永昭、華頂 尚隆、河村真紀子、佐藤 信彦、椎名 和夫、菅原 瑞夫、関 祥行、高橋 伸子、田胡 修一、田村 和人、中村伊知哉、生野 秀年、福田 俊男、堀 義貴、依田 巽（以上22名）

（2）オブザーバー

川瀬 真（文化庁）、吉川 治宏（三井物産株式会社）、土橋 寿昇（日本電信電話株式会社）、中村 秀治（株式会社三菱総合研究所）、長谷川 洋（株式会社テレビ朝日）、藤沢 秀一（日本放送協会）、元橋 圭哉（日本放送協会）、山崎 博司（社団法人日本音楽事業者協会）

（3）事務局

小笠原情報通信政策局情報通信政策課コンテンツ振興課長

（4）総務省

小笠原情報通信政策局長、中田政策統括官、松井官房審議官、吉田放送政策課長、吉田地上放送課長、武田衛星放送課長

【村井主査】 それでは、ただいまから情報通信審議会「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」の40回の会合を開催いたします。本日はお忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。

本日、欠席された委員、ご出席のオブザーバーは、いつものように席上の配付の資料に記させていただいておりますので、ご参照いただきたいと思います。

前回の委員会では、技術検討ワーキンググループで検討されている、エンフォースメントの在り方について、放送事業者の立場からご報告を頂き、ご議論をいただきました。期日が迫っております関係で本日は答申骨子案をご用意いたしましたので、事務局からご説明をいただいた後にご議論いただきたいと思います。その後でフォローアップワーキンググループの検討状況を、主査の中村委員からご報告をお願いいたします。

それでは、事務局より資料の確認をお願いいたします。

【小笠原コンテンツ振興課長】 それでは、出席、欠席あるいは座席表を除いていただきまして、議事次第がついておるところですが、議事次第を外していただきまして、こ

れは資料1点だけ、中間答申の骨子案と、6月19日付で当委員会の骨子案として提出させていただいております。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。

それでは、早速、今回の答案骨子案の説明をお願いします。

【小笠原コンテンツ振興課長】 それでは、事務局より資料、中間答申の骨子案に基づきまして、一通り内容を説明させていただきます。

まず1ページでございますが、全体的な目次が書いてあります。大変申し訳ありませんが、検討中として内容をまだ骨子の段階で書き込んでいないものが一部ございますが、その点については後ほど説明をさせていただきます。ご案内のとおり、当委員会、コンテンツの取引市場に関するワーキング、それから、いわゆる技術ワーキングにおいてデジタル放送におけるコピー制御とその担保手段の在り方、大きく言えばその2つのテーマに取り組んできているわけでございます。したがって、骨子もこのコンテンツ取引市場に関することと、それから、コピー制御のルールとその担保手段の在り方と、大きく2つの検討項目について議論をまとめてございます。

それでは、コンテンツの取引市場ということについての骨子のご説明をさせていただきます。それでは、3ページをご覧くださいければと思います。この目次につきましては、基本的に5月29日にご説明させていただきます。基本的な骨子、内容につきましてはこの場でご了承をいただいております。基本的にはその枠組みを崩しておりません。これに基づいて骨子の作成、それから、答申案の作成ということにかかることについて、この場の方々のご了承をいただいたものということでございます。大きく検討の背景、それから、その中でどういう検討の経緯を経てきたか、それから、具体的に取引市場の形成に向けての当面の提案ということではどういったことがあるべきかと、その3点についてまとめてあります。

それで、検討の背景と、それから、検討の経緯について、これはほとんど5月29日の段階でちょっとご説明させていただいておりますので、それについての議論はちょっと極力省略しようと思っておりますが、4ページを見ていただいて、これは仮に今回本中間答申をまとめられるといたしますと、今後のこの第一部・第二部を通した基本認識だと言えるところであると思っておりますが、この最初の四角のところであります。放送コンテンツといったところが、日本の映像コンテンツの中で非常に重要な位置づけということを持っていること、それから、今後10年間の上での約5兆円拡大という、政策目標があるわけでありまして、その約5兆円の拡大ということを言う中で、この放送コンテンツがどれぐらい市場拡大をしていけるかということは、非常に重要な検討課題になるだろうということでもあります。

それから、5ページでございますが、それでは今申し上げた放送コンテンツの市場拡大といったことを考えた場合、具体的には二次利用、それから、海外展開といったことがどういうふうに進んでいるかといったこと、これも事実関係でまとめてありま

す。まず海外展開ということ言えば、箱の中の上の○のところでございますが、既に100億円近くというところに達しています。アニメ、ドラマ、バラエティを中心に100億円近いところに達しており、かつこれはもう年々伸びているという、非常に企業のご努力で伸びつつあるという状況があるということでございます。次に、いわゆるマルチユースというところを見ますと、海外では事実関係としては人気ドラマが放送を翌日に配信されるとか、それから、人気ドラマが海外番組販売ということで、非常に売れているからという事例もあるわけではありますが、それがちょっと6ページにまとめてありますけれども、言うまでもないことですが、これは海外ではちょっとこういった事例もあるということで、国内ではそれぞれ日本の事業者さん、それぞれ経営計画といったところに明記をされた上、マルチユースと、ネット配信、あるいは、海外展開、それから、国内の番組販売といったところについて計画に明記の上、それぞれ積極的に取り組んでおられるということは、この場でも何回かご報告があったとおりであります。

ただ、しかしながら、ここで申し上げたような海外とのネット配信ということにおいて、多少生じているように見える事実関係、それから、海外展開といったようなことで、今の現状といったこと、そういったことをとらまえて、ちょっと幾つかご意見が出てきているという状況はあるわけであります。それが7ページというところに分けてあるわけではありますが、7ページ、8ページのところでは、今申し上げたようなマルチユース、それから、海外展開といったところについて、そういった事実関係をとらえて、そういったことをさらに、つまりマルチユースを促進する、海外展開を促進する、あるいは、ネット配信を促進するという意味で、やっぱりこういったことをやっていかなければいけないのではないかという、専ら制度面のちょっとご意見といったところをまとめているところであります。

この7ページに書きましたのは、いわゆる許諾権制限と呼ばれる考え方というふうに分類できると思いますが、これは2年前の諮問会議のところで既に出ていますが、すべての権利者から事前の許諾に代替し得る簡便な手続ということを、約2年以内に整備すべきであると、この時点で2年ですから、もうちょっと1年切っているわけですが、こういったことが経済財政諮問会議で提言をされ、実際継続的に毎年知財計画にも明記をされていると、これは事実関係としてあるわけです。これは諮問会議とか、あるいは、知財本部といったところに出てきている議論でございますが、それ以来、民間のフォーラムからも同じような考えの、いわゆるネット法と呼ばれている考え方がありますが、ホームページに公開しているものからちょっと若干とらせていただきましたけれども、同じような権利者の事前の許諾権ということが、インターネット配信あるいはその他のコンテンツ流通といった促進を妨げる要因になっていると、そういった問題意識のもとに権利者の事前の許諾権ということを制限し、インターネット配信、その他のコンテンツ流通を促進していくという考え方が、民間のフォーラムか

ら提言されております。

もう下の絵に端的にかいてありますが、このストップマークがついているところにあらわれているように、要するに原作者、脚本家、それから、実演家といった方々のいわゆる許諾権というところに、ストップマークをつけておくと。じゃ、誰がそういったことの許諾権ということを持つことになるかということ、ここにはたまたま放送事業者の例が挙がっていますが、そのほかにも映画の事業者とか、例えばレコード事業者といったようなことも、考えてはどうかということですが、そういったいわゆる配信を行う方々、そういった方々が一元的にそういった配信するかどうかの許諾権ということを持ち、左に書いてあるようないわゆる権利者の方々が、そういった許諾をするということには、小さく赤でバツテンがついていますけれども、そういったことには制限をかけるといったことを、ネット法ということで法制度で実現しようという、そういった考え方が提案をされているわけでありませう。

次に、8ページでございますが、今のは権利者の許諾権ということ制限することによって、そういったコンテンツ流通の促進ということを実現してはどうかといった観点のアプローチでございますが、もう一つは、諸外国においては幾つか見られる例を、ちょっと参考にしてはどうかという意見もあるわけございまして、いわゆる番組供給市場というところに着目をいたしまして、いわゆる放送番組の制作主体、それから、それを流通させる主体といったところ、特に放送ということ電波を用いてやっている者に対して、何らかの規制をかけるとすることで、それによって放送番組をつくり、それで放送番組を流通させるという人と、それから、実際にその放送する人ということを実際事実上分けると、そういった考え方にしてはどうかということだと思いますが、イギリスでは外部調達式規制、韓国では同じく外部調達規制、それから、アメリカではこれはもう既に廃止をされておりますが、フェンシブルール、プライムタイムアクセスルールといった、一定の割合を必ず外部から調達しなければいけない。したがって、必ず放送される枠の中でも、いわゆる放送事業者以外の人がつくって流すと、そういった枠を設けるといった考え方でありませう。

以上が事実関係としてのちょっとご説明なんでございませうが、今のような事実関係、それから、コンテンツ流通ということをやっていく上で、制度上のちょっとアプローチということについて幾つかご紹介したわけですが、それについての検討経緯が9ページに簡単に説明してございませう。つまり許諾権の制限とか、今のような外部調達規制といったとり方について、どういうふうと考えていくかということなんです、もう許諾権制限ということについては、例えばそういったやり方では流通が拡大しないということは、この審議会では確認していると言えるんじゃないかといったご指摘、あるいは、インターネット配信で見た場合、コンテンツの調達コストを最小限に抑制するという事業者と、自らの創作活動でみずからの投資を最大限に上げるといった方々と、この間のビジネスの条件が折り合わないといったところが最大の問題になの

であって、許諾権の存在ということは全く関係がないと、そういったご指摘もあったのではないかと思います。

一方、先ほど申し上げたように外部調達規制ということに関して申し上げます、番組制作においてそもそも市場の流通性を、優先させるような規制がもしあるとすると、放送番組の価値自体がちょっと変動してくる恐れが出てくるのではないかとといったこと。それから、ちょっと何度かご説明したとおり、放送事業者の性格が要するに海外と日本では、随分違うところがあるのではないかと、いわゆる、4公1民と言われていたような、ちょっといわゆる公的な主体が放送事業であるということがずっと経営上出来た国と、そもそも成り立ちからいわゆる二元体制ということで、民間放送ということで出発した企業がほとんどである国と、そのところはちょっと同列に論じられないのではないかと、あるいは、いわゆるあまねく普及ということに関する考え方ということの、日本と、それから、諸外国との相違ということで、いわゆる日本全国の放送事業者がそれぞれある程度、質の一定した放送番組を手に入れられると、そういう仕組みを作ることについてのニーズが、やっぱり若干外国と日本では違うのではないかと、そんなご指摘もあったかと思えます。

ただ、一方で今申し上げたようなコンテンツの調達については、民民の取引に任せざるべきであると、したがって、制度的な規制はなじまないといったお考えに対して、番組製作者という立場の方々からは、いわゆるそういったコンテンツ・クリエイターや、産業の育成ということを見ると、この民民の取引に完全に任せるということではなくて、ある程度、制度的な見直しということが必要なのではないかと。たとえ製作の受発注構造に関する規制といったようなことがそれに当るのではないかと、そんなご意見もあったところでございます。

今の9ページでご説明したのは、いわゆるコンテンツ流通のための制度上のアプローチということについて、どう考えるかというご意見だったのでございますが、この10ページは、制度上のアプローチということをしないうで、民間主導で解決していくといった場合に、どういったことが考えられるかということについての検討の経緯でございます。基本的にはまず法的な措置を導入しないで、民間主導でアプローチをとっていくということであるとすると、そういった民間主導のアプローチで様々に行われていくトライアルということについて、それがちょっと効果実には上がっていくということについての検証は必要だろうと、それがすべてに貫く考えとしてはございますが、じゃ、どういった考え方のトライアルがあり得るのかということで、ここに3つほど書いてあるわけでございます。

まず1点目が、いわゆるコンテンツの取引に必要な情報ということも、ある程度範囲が決まっているわけでありまして、最も重要な著作権情報ということを中心として、ある程度、情報の集約、公開といったことを、データベースということを構築してやっていくという考え方は、あり得るのではないかとということが1点目でございます。

すなわち著作権情報といったことを要するに取引を希望する人に、つまり誰でもかれでもではなくて、取引を希望する人に公開するデータベースということが必要なんではないかと。ただし、そこで2種類ほどある訳でありまして、放送事業者さんが製作・著作する場合、それから、独立の番組制作者さんが製作・著作する場合、これは二通りあるわけでありまして。今回の議論の経緯で明らかになりましたのが、放送事業者さんが製作・著作するという放送コンテンツにつきまして、それを色んな流通に乗せていきたいというニーズは、これは非常に高いものがあるんですが、それでは、こういったデータベースといったような具体的な形を持った市場形成ということになりますと、それを構築するための「リスク」と「コスト」を、負担してもいいという意味を表明されるプレイヤーの方々が、少なくとも今回のクールの審議では見出せなかったのではないかということが言えるかと思えます。

一方、独立の番組制作者さんが製作・著作する場合のデータベースといったことになりまして、これはこの場でもご発表いただきましたが、番組制作者ご自身が自らの「リスク」と「コスト」を負担してでも、そういったデータベースは構築を検討していく用意があるといったことをおっしゃっていただきました。しかもこれについてはこの場の権利者さん、放送事業者さんからも一定の評価が得られたところでありまして、こういったアプローチについてはちょっとあり得るのではないかということではなかったかと思えます。

それから、今までのものは情報を集約、公開していこうという考え方ですが、それに対していわゆる番組国際見本市と言われてるように、実際の番組自体を持ち寄って、そこに売りたい人と買いたい人が集まってくると、そういった見本市といったことを、もっと積極的に我が国においても開設していったらどうかと、そういったトライアルも提案されているわけでありまして。ご存じのとおり、韓国はじめ最近アジアでもこういった見本市が増えておりますので、日本でもそういったものを積極的につくっていくべきだといったご議論がございました。

最後に、意欲ある番組制作者ということに、もっと機会を提供していくべきではないかということもあつたかと思えます。つまり自ら制作資金の調達リスクということは負担すると。一方で、放送したところで終わりではなくて、マルチユースに積極的に取り組んでいくと、そういう意思のある放送コンテンツ制作、いわゆる外部制作者の方々に対しては、もっと製作、それから、放映といったことの機会を、提供していくべきではないかと。そういったことをトライアルとしてまずはやって、それでだんだん民ベースの広がりが出てくるのを、見守るといったことができないかと、そういった検討もなされたわけでありまして。

以上が大体制度のアプローチという指摘から始まって、それに関する検討の経緯で、それで、じゃ、その制度ということではなくて、民でやっていくということからするとどんなやり方があるかと、そんなことについて一連の経緯でございますが、最後1

1 ページに、それではそういうことを前提とした場合、どういったことをやっていくべきか、3つの提案というのを書いてありまして、1つは、番組制作者、先ほど申し上げた放送事業者が製作・著作をするということが別の、番組制作者が製作・著作を持つコンテンツについて、いわゆる取引市場データベースということの構築を、積極的に推進していくということかと思えます。その際、(1)の②に書いてありますとおり、まずは複数の番組制作者さんが、それぞれデータベース構築を目指しておられますので、そういったそれぞれが進めておられるデータベースの特徴、これは尊重してその連携を図らなければいけない。

それから、もう一つは、権利者団体さんがいろいろないわゆる仕事の効率のデータベースをつくっておられる、これもこの場で明らかになりました。そういった権利者のデータベースの相互連携ということも必要になるのではないかと。そういったことを含めて、番組制作者のデータベースの特徴、それから、権利者団体とのデータベースとの連携、そういったことをちょっと踏まえて、効率的なシステム構築ということ、支援していくべきではないかということではなかったかと思えます。ただし、これは提案された番組制作者の方々からのご意見でございましたが、これは番組制作者に著作権が帰属すべきときには帰属すると、これが大前提であるので、著作権帰属ということが公正なルールな下で行われるように、引き続き、そういった支援を行うのであれば、審議会としても検証ということが必要ではないかということでもございました。

それから、2点目が先ほどの見本市の形成ということでもあります。ちょっとここに「現物取引市場形成」と、日本語でちょっと難しく書いてしまいましたが、要は見本市ということでもございます。これについても積極的に支援するという方向性は(1)と同様でございまして、ただ、支援していくということであるならば、やはりこれもコンテンツの海外取引の促進という観点からの、効果検証ということが重要であるというご指摘がございました。

それから、意欲ある番組制作者に対する機会提供ということについては、既にデジタルメディア協会(AMD)さんが自ら放送事業者さん、それから、スポンサーさんになる企業、あるいは、電通・博報堂のような広告代理店の方々と連携をしておられて、マルチユースに意欲ある制作者からの企画募集ということを今年2月に行われました。実際それが優れた企画として選定・表彰するというイベントが実際あったわけですが、もう既にその選定・表彰されたものの中には、実際に放送に向けた交渉ということが、具体的に進んでいるということが既にもう3件、4件表れているということでもございます。

以上、3つほどちょっとご提案をしているわけですが、いずれにしても留意事項としては、こういったトライアルの進捗状況や成果については、もう十分把握し検証していかなければならないということが1つ。特に「意欲ある番組制作者」の件でございまして、すでにAMDさんが始めているものについて、もうちょっと審議会の事務局

として、現状と、それから、どれぐらいまで進んでいるか、進捗ということについてはもうちょっと十分に把握し、この場でもわりときめ細かく報告をしていくべきではないかというご指摘もございましたので、それはまさに今取り組んでいるところでございます。

それから、ちょっと番組製作者に何度かおいでいただいて、そのときのご主張にありました民間における放送コンテンツ取引、それにかかわる現状についてでございますが、これもこの前と同じような関係者の意見聴取ということの機会を設けまして、放送コンテンツの製作取引といった検証ということは、必要に応じて実施していくということかと思えます。それでそういった検証と、それから、把握という過程の中で、必要に応じて何か措置が出てくるようであれば、その構築実施ということを検討していくということになるのだろうと。いずれにしても、今提案されている、あるいは、動いているトライアルということをしっかり現状把握して、それであわせてトライアルとは並行して進んでいる、放送コンテンツの取引の実情というところについても、適時検証と現状把握ということをする。いずれにしても、必要に応じて所要の措置を検討していくということになるのだろうということでございます。

以上が取引市場に関するちょっとご報告でございまして、12ページから16ページのところについては、もうこれは参考資料でございますので、ここは省略をさせていただきます。

次に、17ページ以下、「デジタル放送におけるコピー制御ルールとその担保手段の在り方」ということについてのご説明に移ります。

18ページをちょっと見ていただきたいのですが、ここもテーマとしては2つございます。1つは、昨年の第四次答申で提言をされました、デジタル放送におけるコピー制御のルールの在り方、いわゆるコピーワンスと言われているものの改善を、去年、答申で提言していただいているわけでございますが、今度はコピー制御のルールがどういうふうに変更が実現していくのかと、そのフォローアップの過程をこの第一節では書いておまして、そこについてはちょっと後ほど申し上げるようというか、今もう皆さん十分にご認識いただいている問題がございまして、ちょっと一部、今後の進め方に関する提言ということについては、調整中とさせていただきます。

次に、コピー制御のルールということがありますと、必ずその担保手段の在り方ということが問題になるわけでございますが、いわゆるこれはエンフォースメントという呼び方でずっと議論してまいりました。そのことについても、今まで議論をした材料とした事実関係の整理ということは、I・IIで行っているのでございますが、じゃ、それに基づいて今後どういうふうにしていくかという提言については、ちょっと若干調整ができておまして、ここも今調整中ということで空白にさせていただきます。

それでは、19ページ以下、いわゆるデジタル放送におけるコピー制御のルール自体の方について、ちょっと骨子の内容をご説明いたします。19ページはもう何度も



この場で出たことですので、もう皆様よくご存じと思います。いわゆるコピーワンスということ、いわゆるダビング10というふうにするということ、昨年の四次答申があったということでございます。この元データが消滅するということ、元データは基本的には保存されるということへ、それから、基本的にはムーブということが1回しかできなかつた状態から、いわゆるコピー9回・ムーブ1回と改善していると、そういったことを骨子とする考え方でございました。

さて、問題はこの19ページにつきまして、その実現のプロセスでございますが、20ページにそのところをちょっと追っかけさせていただきました。このダビング10ということの実現につきましては、第四次中間答申のとき放送事業者とか、受信メーカーの方々といった関係者の方々に対して、当審議会の提言を踏まえる取組みを、本年中を含めて可能な限り早急に実行に移すように改めて要請するという形で、今回の答申をなるべく早く実現していくことについて、審議会から放送事業者・受信機メーカーの方々に、これはお願いをした格好になっております。そしてこのお願いについては、放送事業者さん、メーカーさん、関係者間でも非常な努力をされ、その結果今年の2月19日でございますが、Dpaのほうから当委員会におきまして、2つのご提案と発表ということがございました。1つは、Dpaの作業としては、6月2日の午前4時ということ、ダビング10のスタート時ということで、準備をしていきたいというご提案が1点でございます。それから、2点目は、そういうプロセスで開始期日を確定していくということについては、この委員会の皆さん、要するに構成員の方々の理解と承認をいただいきたいと、そういったご提案があったということで、この2つのご提案については2月19日の段階で、この中でもちょっと特段のご異論はないということで、前に進んでいったということであったと思います。

まさにここにありますとおり、期日の確定というプロセスを踏んでいく上でも、ここにいらっしゃる構成員の皆さんの理解と承認ということ、前提としていこうというご提案を受けた形で、4月11日でございますが、それではと、第四次答申の実現、具体的にはここで一番わかりやすいのは、ダビング10の期日確定ということになるわけですが、そういったことを実現してく際、四次答申の前提とされていたと考えられる事項の進捗事項をフォローアップした上で、いわゆるコピー制御方式の実現ということを確認させるための合意形成と、これを検討していくフォローアップワーキングということが、設置をされたというわけであります。つまり第四次答申が趣旨の前提としたのではないかと考えられる幾つかの事項について、それがどういうふうに進捗しているのか、例えば研究会、検討会であればどういうふうに進捗しているのか、あるいは、違法コピー対策ということであれば、それがどれぐらい進捗しているのか、そういったことをきちんとフォローアップした上で、ダビング10の実現ということについて、合意形成ができるのかどうかを考えていきたいと思います。

このフォローアップワーキングの設置を受けた形で、4月25日、Dpaのほうからも運用開始の日時については、放送事業者とメーカーが連携した上で、情通審のコンセンサスを受けて決定していくということを、Dpaのほうでも確認をしていただいているということでございます。したがって、ダビング10の期日確定と、それから、フォローアップワーキング及びこの委員会での議論ということが、今申し上げたような形で関係しているということなんでございますが、こういった前提のもとに合意形成ということをやっと行っていくとして、それでは、このダビング10の実現というプロセスを、今後具体的にどう実現していくべきなのかというところが、ちょっと21ページのところで調整中ということで、空欄にさせていただいているというのが現在の現状でございます。

とりあえずこのところはちょっと前に進ませていただきまして、22ページ以下は、じゃ、そのルールが一義で決まったとして、それをどのように担保していくかということについての、議論の概要をご紹介させていただきます。22ページは、これは四次答申でどういうふうに指摘をされたか。次に、その後、この委員会の場でどのように議論が行われてきたか、その事実関係をまとめているということでもあります。まず第四次の中間答申の指摘ということと言いますと、ご趣旨はそんなに変わらない議論を3つほど並べました。つまりコピー制御のルールの在り方だけではなくて、それがどのようにエンフォースされるのか、つまり担保されるのか、それについても例えばその一例が、現在のBCASカードシステムということでもありますので、どのようにエンフォースをしていくか、そしてその費用をどういうふうに負担していくか、これはコンテンツ保護の在り方ということを検討するときに非常に重要な課題であるので、それはまず継続的な当審議会の検討課題とすべきではないかということ。(2)がちょっとブレークダウンしてありまして、つまりエンフォースというのは消費者にとっても非常に大きな影響があると。したがって、利用者の利便と実効性あるコンテンツ保護ということで、このバランスをとっていくという観点からも、消費者の参加を得た形の検討が必要なのではないか。それが(3)ではオープンな形での協議というふうに変わっておりますが、そういったご指摘があったわけでもあります。

このご指摘を受けて四次答申では、このコピー制御にかかわるルールが、技術的に確実にエンフォースされることが重要という認識のもとに、このコピー制御にかかわる技術的エンフォースについては、引き続き情報把握に努めるとともに、エンフォースにかかわる制度を含めたルールの在り方について、審議を行っていくということが四次答申で明記をされたところでございます。これを前提として技術ワーキングという中で、種々議論を重ねていただいているわけでございますが、ただ、当委員会自体でご議論いただいたときも、この第四次答申以降、いわゆる基幹放送と言われる例えば無料地上放送、あるいは、衛星放送といったものがちょっとこれに当るかどうかというところかと思いますが、基幹放送との関係で技術エンフォースメントをどうしてい

くか、あるいは、制度的エンフォースメントということを考える必要があるのか、そこから辺についてご指摘があったわけでありまして。それでそういったご指摘についての議論ということ、この委員会でも技術ワーキングでもやってきたということでありまして。やはり基幹放送に関する議論であるから、技術的エンフォースメントとか、あるいは、制度的エンフォースメントの議論をする必要があるのではないかという流れで、今まで来ているということかと思っております。

22ページはちょっと今までこういう議論があったというファクトでございますので、じゃ、それをもとに23ページでございます。もう一回、今のような指摘があり、議論があったということ踏まえて、じゃ、そもそもエンフォースメントというのは、どういう前提と目的の下にやっていくことにしていたんでしょうかという、この点、基本的にはあまりこの場にいらっしゃる方々、それから、ワーキングの場でも、異論はなかったのではないかと確認してございます。

まず1番目ですが、無料地上放送等における一定のコピー制御ということでありまして。つまりこの無料地上放送におけるコピー制御の在り方について、昨年までに約2年半の時間をかけて皆様にご議論をいただきました。様々なコピー制御の選択肢ということ、懐かしい言葉でEPN、COG、COG+一定のコピー制御、非常に懐かしい選択肢ですが、ただ、いずれにしてもこれ2年半にわたる議論を重ねる過程で、この中でとりあえず暫定的に1つの選択肢を選んだわけですが、いずれにしても放送コンテンツ保護のためには、一定のコピー制御が必要であると、これは共通の認識であったからからこそ、去年の四次答申はあったということではないかと思っております。少なくともこの場での共通認識で、放送コンテンツ保護のために一定のコピー制御ということが必要であるということ、それは一応共有認識ということではあるのではないかとと思っておりますし、じゃ、今度は一定のコピー制御が必要だということになりますと、この無料地上放送などにおいて一定のコピー制御の実効性を担保すると、そういうことをしかも放送の送信側、受信側、その双方について必要である、それがこの場での議論の前提としては、大きな認識に相違のない点ではないかと思っております。つまり一定のコピー制御は放送コンテンツ保護というところでは必要とされるのではないかと、そしてそれをエンフォースするということがないと、このコピー制御の実効性というのは担保されないのではないかと、そういったことについては、ちょっと大きな相違はなかったのではないかとと思っております。

次に、24ページをめくっていただくと、今度はエンフォースメントということが、必要だというのはいいといたしまして、これには概念的に2種類あるわけでありまして。それが技術的エンフォースメントと制度的エンフォースメントということでありまして、これは概念的にと申し上げましたが、一定のコピー制御ということを実効性あらしめるというために、この2つのやり方があるということでありまして。基本的な枠組みはちょっと非常に簡単な相違でありまして、基本的に技術的エンフォースメントは

民間契約、それと技術ということで実現されるということでもあります。

この「具体的には」というところがわかりやすいかもしれませんが、コピー制御信号に反応する受信機を製造・販売するという方には、契約によってスクランブル解除のためのライセンスを発行すると。そしてライセンスされた者の製造・販売する受信機は、ルールに基づいてコピー制御は実施されるということでありまして、あくまで契約によってスクランブル解除のためのライセンス付与、つまりだれに対してライセンスするか、だれに対してライセンスしないのかというところを契約で決める。ライセンスされた機器以外では、この保護対象のコンテンツは視聴不可能とすることによって、いわゆる契約の実効性ということも、担保されているということではないかと思えます。したがって、いずれにしてもこのエンフォースメントでございまして、これは民衆の合意による契約ということに基づいて、すべて動いているということになるかと思えます。したがって、特徴のところでは民間の契約でございまして、契約の当事者として合意すれば基本的にはルールの内容も変えられますし、それから、担保方法も自由に変えられるということでもあります。ちなみにこの契約内容違反ということで、いわゆる契約による制裁ということの発動手段は、あくまで契約の当事者ということになります。

一方、制度的なエンフォースメントの方ですが、これは契約ということに対立する概念としては法律ということで、その一定のルールを強制すると。強制する手段としては刑罰その他の法的措置によるということでございます。ただ、特徴としては、先ほど民衆の特徴として申し上げたルール内容とか担保方法の決定が、契約当事者の合意で変えられるということと違いまして、これはもう国民的コンセンサスということをもとにルールということが決められる。したがって、ルールの遵守義務者からルール違反に対して誰がサンクションを行えるか、こういったことについては、国民的コンセンサスのもとではありますが、これは一義的にルールとして決まるということで、当事者の合意によってその都度、その都度変えるということは、なかなか難しいという特徴があるということでございます。

それで25ページ、26ページはちょっと詳しい説明は避けましても、25ページに書きましたのは技術・契約によるエンフォースメントの1つの例でございます。つまり現在動いているB-CASシステムということではありますが、先ほど申し上げたようなライセンスということの付与ということが、この受信機の製造・販売をする者に行われるということの一例でございます。当然ながらその前提としてスクランブルがかかっているということでありまして、26ページは、これは既に一時効力を停止されている例でございますが、アメリカで一時ブロードキャストフラグ規制ということが行われていたことがあった。そこで行われていた内容を見ると、これはまさに制度のエンフォースメントであったということでもあります。つまり目的というところを見ていただくと、これはあくまで目的はデジタル時代に放送のデジタル化を促進

することと、あくまで高付加価値コンテンツの公衆への提供の継続という、そういった目的で行われていたということでありまして、コンテンツ保護ということも結局は、高付加価値コンテンツの提供ということに敷衍されていくのかもしれませんが、ここでは放送のデジタル化の円滑な促進、それから、コンテンツ供給の継続という目的のもとに行われていたということでございます。

以上の事実関係というか、概念整理を前提としまして、27ページに書きましたとおり、あくまでこの委員会、それから、技術ワーキングでこういう視点で検討をしてきましたと、これは検討してきたという事実でございます、これはなるべく詳細に、かなりお考えが分かれたところもありますので、そこはなるべく拾っていきたいと思います。ある意味で、この(1)の①というところは一番大事になるわけですが、つまり今は技術エンフォースメント、つまり技術と契約のエンフォースメントということが行われている訳であります、これについてももし何の問題もないなら、別に特に今の技術エンフォースメントを変えていくとか、あるいは、制度という手段を考えていく必要は全くない訳でありまして、したがって、エンフォースメントについて、実際、この委員会の場でも幾つかご指摘、ご意見、それから、ご提案、期待感、そういったものが色々あったからこそ先の議論に進んでいると、そののちをちょっとちゃんと共有しておくというのが一番大事かと思えます。

つまり今のエンフォースメントを、全く変えなくていいということで少なくとも合意形成はされてなくて、今のエンフォースメントの在り方についてはもう本当に様々なご意見、これはパブリックコメント含めてでございますが、色々なご意見、ご指摘、それから、色々なものに対する期待感といったものがあつたので、したがって、この②・③にちょっと進んでいるということで、②にエンフォースメントの手段として、一応技術、制度という2つの選択肢ということに、ついて色々考えてみましょうかと。そのときには、あくまでコストと実効性という観点から考えて、今、整理させていただいたような、技術エンフォースメントと制度エンフォースメントというのはどうなんでしょうかと、そういった基本的な考え方というのが、ちょっと相当ご意見も分かれるところですし、技術ワーキングでは時間も費やされているところかと思えますし、(1)の①のところについては、まさにこの委員会で様々な立場の方々から、色々な指摘や意見をいただきました。

そういったところをまずまとめるというところで、あとは技術と制度の場合、随分ちょっと具体的にするとかなり内容が、分かれているところをそれぞれ押さえているわけで、まず対象機器ということ言えば、その範囲、それから、対象機器かどうかを判断する基準、これがやっぱり技術と制度では分かれてきますし、それから、何を脅威としてどんなルールを求めるのかということについても、技術と制度では分かれてくるところがあるだろう。あるいは、ルールに違反者に対する措置についても、そもそも実効性があるのかということ、それから、これはいろんな技術進歩に対する、

あるいは、善意の製造者に対する萎縮効果があったら何もならない訳ですが、そういったことを避けるためにはどうしていったらいいか、あるいは、善意の流通事業者をどう保護していったらいいか、そういった観点からちょっと色々な議論をしてきた訳であります。

さて、じゃ、そういうことを踏まえて、28ページ以下、今後、このエンフォースメントの議論については、どのような進め方をやっていけばいいのか。つまりいろんな事実関係を整理したわけですが、今後はその中からどういった論点を重点的に議論していくべきなのか、そこら辺をちょっと書くべきところなんですけど、ちょっとそこが、済みません、事務局の勝手際でございます、なかなかちょっと関係者のご議論を、完全に整理し切れているというふうに至っておりません、本日は「調整中」というふうにして提出をさせていただいております。

以上、大変長くなりましたが、事務局からの説明は以上でございます。

【村井主査】 ありがとうございます。

今ご説明いただきました中間答申の骨子案の21ページと26ページあたりに「調整中」と提出されている点についてぜひ、本日もご論議いただき、進展を図りたいと思います。あらかじめ申し上げておきますと、本委員会の親委員会にあたる政策部会での私の報告が、23日に予定されており、本日の議論次第でその場でどういった報告ができるかが決まることとなります。最初にコピー制御の改善について、フォローアップワーキンググループの状況について、中村委員からご報告をお願いいたします。

【中村委員】 前回のこの会合、13日以降も断続的な意見交換をしまいいりましたけれども、これまでのところ合意に至ってはおりません。残るポイントはもう単純で、地デジのダビング10にかかわるクリエイターへの対価というのをどうするかということなんですけれども、録音録画補償金については両大臣の経済産業大臣、文部科学大臣の合意を得たということも聞いております。これは文書などを私は拝見しておりません、報道などで仄聞しているだけですけれども、それが果たして地デジ・ダビ10の対価なのかどうかといった点について、これまでのところ関係者がそれで決着をしたという話は聞いておりませんので、依然合意が得られていない状況と認識をしております。以上です。

【村井主査】 フォローアップワーキンググループにおいて合意が得られていないということが、委員の皆さんにご認識いただけたと思います。本日はこの事態を受けて本委員会としてどのように対応するかを、皆様にご相談させていただきたいと思います。今、中村委員からご報告いただいたように経済産業大臣と文部科学大臣の合意については報道という形で色々な情報が伝わってきており、委員の方にもその合意に関わられた方が、いらっしやると伺っております。今、私どもがこの委員会でコピー制御の改善についての議論を始める前に、総務省からこの件についてのご発言をいただけますか。

【中田政策統括官】 それでは、私の方から最近の動きについてご報告申し上げたいと思います。委員の皆様方には本当にお時間をいただきまして、精力的に議論を賜わりまして誠にありがとうございます。改めて御礼を申し上げたいと存じます。

ご案内のとおり、昨年の四次答申でコピーワンスの緩和とともに、その前提として私的録音録画補償金の合意形成ということが表明されてございました。この件につきましては文化審議会のほうでご議論がずっと進んでおりまして、5月の中旬に一定の案が出され、また、それを私どもの方も注目をしておりましたけれども、5月末に予定されて会合が開かれなかったようなこともありまして、状況はなかなか難航していると感じておりました。そういう状況がございましたので、私どもの方から文化庁並びに経済産業省の方に対しまして、3省で連携して意思疎通を図り、このダビング10問題の早期決着に、ご協力をお願いしたいということをお願いしまして、その後、局長クラスあるいは課長クラスで議論をしてきたところでございます。

こうした中で、今週の火曜日に文化庁及び経済産業省のほうから、ダビング10開始に向けた環境整備として、私的録画補償金に関する一定の整理が行われたということは、新聞等で報道されているとおりでございます。私どもといたしましては、両省において精力的な調整をしていただいたということについて、深く感謝をしている次第でございます。しかしながら、この両省の合意が発表された後も、新聞各紙で報道されておりますように、まだ決めるべきこと、あるいは、明らかにするべきことが多々あるということが指摘をされておりますし、また、中村委員から今ご説明がございましたように、ダビング10の開始時期を確定するという条件が整備されたということは、率直に言って言えない状況であると認識をしております。

ただ、一方で、このような精力的な調整がされたのが、今週の火曜日ということでございますので、この後、近日中に急展開があるということは、なかなか期待できない状況にあると認識をしております。他方、北京オリンピックが間近にだんだん近づいてまいりまして、視聴者あるいは消費者の方からダビング10の開始の早期確定ということに対する要望は、非常に強くなっているということも事実であると思っております。総務大臣からも国会答弁等で北京オリンピックにダビング10が間に合うように、最善の努力を尽くしているということは、色々な場でご説明されているところでございます。そういう状況の中で今非常に厳しいという現実を認識しながらも、時間がなくなりつつあるという状況もこれあり、委員の先生方には誠に恐縮でございますけれども、一層の精力的議論についてお願い申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

【村井主査】 ありがとうございました。

それでは、今の中村委員からのご説明と中田統括官のご説明を受け、また、前回の委員会から今日までの間にも、色々な情報のやりとりや活発なご議論をしていただき、色々な動きもあったということですので、今回の報告にもありましたし、前日も申し

上げましたけれども、開始時期を早期に確定するという点に関しては、皆様の共通の認識であると思っております。そういった意味で、開始時期を確定するための方法を、本日、皆様に改めてお伺いしたいと思います。まず、私からいつものようにご発言の順番をご指名させていただきますが、それぞれの業界ごとにご発言を順番にお願いします。まずは河村委員、お願いいたします。

【河村委員】 19ページに書いてありますことに関してですが、目先の利益や、個々の立場からくる利害という視点を離れて、才能ある多くの若者がコンテンツをつくる仕事を、選択するインセンティブはどうすれば絶やされないのか、インセンティブはどうすれば高まるのか、私はその問いに対する答えなり、明確な意見なりをこの場で聞いたことがないような気がいたします。どうしたらインセンティブが高まるのか、才能ある人たちのつくる気持ちが高まる適正な対価とは何か、そういうことをどんどんここでもっと話し合っていくべきだと思います。適正な対価が得られるということに何ら反対するつもりはございません。どういう対価があれば今まだ芽の出ていない若者たちはつくろうと思うのでしょうか、そういうことをもっとこの場で消費者も交えて、話し合っていけたらなと思っております。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。高橋委員、お願いいたします。

【高橋委員】 本日、中間答申骨子案をお示しいただいた訳なんですけど、第四次中間答申以降の歩みが丁寧にトレースされていて、辛抱強くみんなやってきたなということを改めて確認いたしました。問題は21ページと28ページの白紙の部分になる訳です。4月23日から2カ月ですね、水面下の動きを知らないで、まるで蚊帳の外で事情がわからなかった者としましては、今週火曜日からの3日間の報道を見る限り、大変に不愉快であるとまず申し上げたいと思います。経済産業省の大臣の記者会見は、もうこれで障害がなくなったかのような論調でございましたけれども、新聞報道は「ダビング10の解禁多難」とか、「オリンピック前に道筋見えず」とか、「難航」とか、「解決なお見えず」といった見出しが躍っているわけでございます。

経産省と文科省は合意したと、あとは情報通信審議会で決めてくださいと、決められるように十分配慮しましたからという形で、こちらにボールが投げられているように感じるのですが、そもそも思いのないボールが投げられて来たという感じがしています。今のご説明ですと総務省さんがどうも投げたのかなとも思われるのですが、審議会委員としては来週政策部会、総会と重要な会議が目前にある訳なんですけど、外から言われて決めるように追い込まれているようなことについては憤りを感じます。委員会の私たちは辛抱強く議論してきましたし、村井座長も中村委員長も大変な努力をしてくださった訳です。あくまでも我々は主体的にダビング10の早期実現のためにコマを進めると、それが審議会の委員としての責任であると考えますので、このこと、それから、部会、総会と主体的な意思決定を進めたいと思います。以上です。



【村井主査】 ありがとうございます。それでは、椎名さん、お願いいたします。

【椎名委員】 このデジコン委員会の1つの大きな成果でありますダビング10につきまして、今回、省庁の枠を超えてその実現に熱意を示された文科・経産両大臣並びに事務方の方々に対しましては、改めてお礼を申し上げたいと思います。特に私的録音録画補償金制度について、関係者間の意見が離れたままであるということを改めてご認識いただいた上で、引き続き合意形成に努力していく決意を示されたことについては、大いに期待をしております。

しかし、また一方で、会見の内容自体については何らの文書もなく、権利者としてよく理解できない部分が多々あります。ブルーレイディスクの課金など、補償金制度の具体的内容にも触れておられるようでありますけれども、そもそもデジタル放送のコピールールであるダビング10実現への環境整備とはいいつつも、それがデジタル放送に着目した制度指定であるかどうか不明確であります。一説によれば、アナログ放送も録画できるからなどということが、議論されたとも聞いているのですが、これはもう語るに落ちていると思います。また、今後の対価の還元を実現するための制度である補償金制度について、文化庁が示しているいわゆる文化庁提案に関する今後の取扱いについても、不明確なままである点も問題であると思っています。

このブルーレイディスクの指定に関する権利者の考え方につきましては、その詳細につきましては既におおとい公表をさせていただいておりますとおりで、ここでは重ねて申し上げませんが、この文科・経産両省の合意事項をもって、権利者への対価の実現が果たされたとは思われず、このことによってダビング10の問題が、今以上に進展するということにはならないと考えています。またこれも以前からも申し上げているとおりなのですが、今後も権利者としてはユーザーの利便性に最大限配慮する立場から、早期の実現に向けて努力したいと思っています。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。それでは、堀さん、お願いいたします。

【堀 委員】 審議会の専門委員の皆さんと一緒に努力してきたということと、それに関わる省庁の皆さんが色々努力されているということについては、自らも含めて褒めてあげてもいいんじゃないかなと思います。私、明日が誕生日なんです、ついに誕生日には何も起こらなかったという、残念な思いもしております。

先ほどから出ております経産大臣、文部科学大臣のコメントというのが手元になくて、経産省のホームページに載っていた経産大臣の会見の抜粋を見ている、これは推敲された後なんだろうけれども、質問している側のほうも、答えているほうもよくわからない、もうおねおねしていて、どうとでもとれるというように感じているので、非常に不安だなと、ちゃんとわかって取材して、ちゃんとわかって書いているのかな、ちゃんとわかって答えているのかなということに、文章がないと確認ができないので、これについていいとも悪いとも申し上げようがないと思います。

と同時に、この審議委員会というのはデジタル・コンテンツの流通の検討会だと言

われて、ここまで2年半もかけてやってきたのですけれども、結局ダビング10の話に終始して、その間に権利者の権利制御を前提としたネット法とか、ネット権という話が出たり、ブロードバンドでの映像配信についてとか、一切通信事業者から今日の今まで、ビジネスモデルについての提案も相談も我々のところにはなかった。一体コンテンツ大国実現にブロードバンド配信が本当に必要なのか、そういうイメージがあるのかと。ただ同然でコンテンツとブロードバンドで見られる、そういう便利なコンテンツ大国ということはある得ないんだということで、もう一度、通信事業者の皆さんにビジネスモデルを、我々に見せて下さいというお願いをしたいと思います。

こういう何かうやむやなままで、第四次答申でコンテンツ・リスペクトとかクリエイターに対する対価の還元ということが織り込まれて、おそらく我々聞きおいたという格好になっておりますけれども、すべてのステークホルダーがいったんこれで合意したんだと、その対価の還元というのは現在あるところでは、我々は私的録画補償金だとばかり思い込んでおります。J E I T Aさんがこの間出された声明を読む限り、その理解が違っているというふうに表明をされている。しからば、じゃ、皆さんも、私的録音録画補償金はもう必要ないのだと、でも、対価の還元は必要だとおっしゃられるのであれば、ぜひその代案を出してほしいと。我々が間違っている、あるいは、我々の考え方が違うのであれば、この対価の還元についての具体的な代案をぜひ出してほしい。ただ、反対ですということがこの会議と違うところで、廃止だとか、反対だとかということが、別々に議論されていることに関しては非常に困惑しております。ですから、建設的なビジョンを、コンテンツ大国を実現するために、この委員会で活発な議論をさらに進めていただければと思います。

経産大臣のコメントの中にも対価の還元については、全くこのホームページ上で見る限りは言及されておられません。それでダビング10の早期解決であるとか、コンテンツ大国の実現を目指すということであれば、我々の音楽事業者協会の所轄の官庁は経済産業省であります。その発言に言及していないということに関しては非常に甚だ疑問だ。それでいてコンテンツ・フェスティバルに協力してくれと言われても、何に協力をしたらいいのかわからない、はっきりこれは申し上げたいと思います。

現在、放送局も今厳しい状態で、スポットの収入が10%以上落ち込んでおりますし、日本映画も一昨年から徐々に厳しくなってきた、興行収入が下がっている。映像大国実現どころか、映像の現場はどんどん厳しくなっております。そういう中で皆さんも番組製作会社の方の意見を聞いたと思いますが、もしその対価の還元ということが、私は別に放送事業者に肩入れするつもりではありませんけれども、放送局からとればいいじゃないかという、簡単な安直な解決方法ではないような、未来にちゃんと残せる、夢が持てるようなビジョンをつくれるような議論を、さらに引き続きしていただければと、これがもうお願い、ただ1つのお願いでございます。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。それでは、次に元橋さん、お願いいたします。

【元橋オブザーバー】 今日の会場は真ん中にプロレスのリングができそうな、ここで無制限10本勝負のバトルでもやったらどうか、というような広いところですね。何で10かというと「ダビング10」だから、っていうのは、悪い冗談ですが…。村井先生が主査をやっていらっしゃるもう一つの情報通信審議会の委員会は、地デジの送信とか受信とか、そういうインフラの整備という側面から、完全デジタル移行を目指していると思います。一方、兼務の委員の方も大勢いらっしゃると思うのですが、こちらの委員会はどちらかというと、番組とかコンテンツという視点で、完全デジタル移行を促進しようという性格があるし、それだけではなくて、今、掘さんおっしゃったように、放送番組をデジタル・コンテンツの中核として、二次流通を促進して、知財立国とかコンテンツ大国というものを目指していこうという役割を担ってきたと思うんですね。

知財というと、これまで、どうしても特許のような工業所有権を中心に考える傾向があるんですが、やはり私たちは放送番組というのも知的な財産だと思っていますし、文化的な創造物だという、誇りを持って制作し、放送してきたと思っています。そういう、より豊かな番組、あるいは知財としてどんどん活用できるような番組をつくるためにも、コンテンツ保護が必要なんだということを、これまで何度も我々放送事業者は申し上げてきました。そしてそれが皆さんの長い時間をかけた議論の成果として、ダビング10という形で実を結んだものと理解しています。

しかし、コンテンツ保護は大事です、という、その大前提として、我々が質の高い番組を作ったり、放送し続けていくためには、我々放送事業者と一緒に、一流と言われるクリエイターの方々が参画していただいて番組をつくる、あるいは、一流の出演者の方、タレントの方に出ていただくことが必要です。それはやっぱり我々放送局とそういう方々との信頼関係があってこそ成り立つものだと思います。コンテンツ取引市場の議論で言えば、番組製作会社の方が私どものパートナーだということは、一連の議論で皆さんおわかりいただいたと思うのですが、是非このダビング10の実施日を確定させるという直近の一番大事なテーマに関しても、またコンテンツ取引市場を活性化させていくという観点の議論をする上でも、このように放送番組というのは様々な人の共同作業の所産であるということが一番ベーシックな前提だということをぜひ皆さんの共通理解にさせていただきたいと思っています。

ただ、権利者の皆さんとの信頼関係が大事だということを申し上げましたけれども、もちろん権利者の方々だけではなくて、例えばテレビ番組というのは視聴者の方の支持があってこそ成り立つわけだし、メーカーの方々が安定的に質のいい受信機を安く供給していただくことによってデジタル放送が普及していくということもある訳だし、有識者の方にやっぱり放送というのは社会的に役に立つことをやっているねというふうに言ってもらっているところもあります。そういう意味で言うと、本当にこの委員会に集まっていたいただいている様々な立場の方、まさに皆さんの支持があって初めて

放送のシステムそのもの、あるいは、番組というものが成り立つのだと思うんですね。

ところが、今、ダビング10の実施の期日を決めるに当たって、ちょっと対立構造のような、まさにこの場でバトルをするような状況になってしまっているということは、単にダビング10の実施日を決めるとか決めないとかいうことだけではなくて、やっぱりデジタル放送の発展とかデジタル・コンテンツ流通の活性化という、より大きな視点で見ても、非常にマイナスになるのではないかと私はとても残念に思っています。ぜひ皆さんそれぞれの立場で、放送事業者自身もそうですけど、皆さんそれぞれの立場でいま一步踏み込んで努力をしていただいて、ダビング10の早期実施、あるいは、この委員会が議論してきた様々な課題を、さらに前進をさせていただきたいと思います。

【村井主査】 ありがとうございます。それでは、福田委員、お願いいたします。

【福田委員】 それでは、2点申し上げたいと思いますけれども、先ほどの資料のご説明の中で20ページ、ちょうど4カ月前のこの会議におきまして、まずダビング10を開始するに当たっての前提条件について申し上げておりましたが、第四次答申に沿いまして我々誠実に準備を進めてまいりました。関係者の合意を得た上で、さらに主査がご指摘になりましたように、消費者の利便性、さらには今出ておりますように適切な対価を含む、コンテンツ及びクリエイターに対する対価の問題、それから、3つ目は、直面しておりますデジタル化の推進にどう寄与していくかという3点であります。いずれも3点が重要であるがゆえに、この前提に立って議論を進めていくということであり、その上に2月19日の段階で6月2日には開始できる準備が整うのではないかとということ、D p aの関委員長が発言されておられます。

その際、前提としては関係者の合意が得られること、さらには山積しております諸課題が整理されているということが、その前提にあった訳であります。従いまして、地上放送事業者はこの実施に向けてあらゆる作業をしてまいりましたし、準備は整っておりますし、さらに全放送事業者が、先ほど堀委員がおっしゃいましたけれども、相当厳しい中、デジタル投資の中でありませぬけれども、皆さんの合意ということでダビング10ということの方向で、設備改修に伴う費用を全放送事業者が負担をするということになっております。民間放送事業者でいきますと、キー局から売上げ三十数億円の末端のローカル事業者までが、負担をするということであります。それは地上放送事業者というのは地域性もありますし、どんなところに行っても基幹放送であることは間違いありません、そういう意味で、我々としては誠実に約束を履行してきているつもりであります。したがって、6月2日を過ぎておりますので、おそらくいつ条件が整ってもこの開始に向けての準備はすぐできるものと考えております。これはあくまでこの委員会におきまして、関係者の皆様の合意を得た上で、さらにはそれをアナウンスするという立場でありますD p aのほうからの発表があれば、我々としてはできると考えております。

ところが、このコピーワンスからダビング10というのは、今もありましたように、目的ではなくて、ある意味では、途中のプロセスに過ぎません。そういう意味では、今問題になっておりますように、コンテンツへのリスペクトであり対価であるというものが、どうできていくのかということは、仮にダビング10が開始されても、これはまず一っと議論していかなければいけない問題だろうと思います。冒頭、河村委員のほうからは、19ページのことをなぜ実行されないのか、これがなぜ議論されないかというのはそのとおりだと思いますし、やはりそういう意味を含めて、我々背負っている課題というのは、やはりコンテンツ大国になるためには適切に対価が還元をされて、さらには次から次へと世代を超えてクリエイターが育つということであって、その循環をつくっていくことだろうと思います。ですから、そういう意味では、主査がこの前の前回の答申のときもおっしゃいましたけれども、技術的な進歩があればこれが本当に必要なのかということにおいては、これも改善もされることあるのであろう、あるいは、違う方策がとられることがあるのであろうということは、既にご指摘のとおりであります。

したがって、なぜこの一里塚に過ぎないダビング10をめぐるまして、2月19日以降、ああいう形で我々が出した以降、4月になって5月になってもこうした膠着状態になってというよりは、我々とは違う局面で新聞紙上を通じて、情報を得なければならぬという状況が、どうして続いているのかということ、非常に我々にとってみると非常に悔しくて情けないというふうに思っております。そういう意味では、今申しあげましたように2点、1点は、ダビング10につきましてはなるべく早くやれというのが、先般の答申のご趣旨でありますので、それ沿って準備が終わっているということを申し上げたい。さらにこれ乗り越えた上で本当のコンテンツ大国、先ほどの冒頭ありましたように、第一部のほうの取引市場の問題も含めて、本当にこれから数年間で数兆円も、増えていくのかどうかということについての議論がされないまま、枝葉末節な議論に終わってしまいかねないところがありますので、そこについては懸念を示しておきたいと思っております。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。それでは、田胡委員、お願いいたします。

【田胡委員】 先々日の経済産業省さんと文部科学省が、ダビング10の早期実施に向けた環境整備ということで、ご発表といたしますか、ステートメントに対しまして、両省の調整にあるいはご努力に高く評価しております。暫定的な措置としてブルーレイディスクを、補償金の対象にするという合意があったわけですので、ぜひこの合意に関してすべての関係者間での理解が深まって、ダビング10の開始が一刻も早い開始につながることを、メーカーとしては期待しております。既にメーカーとしても準備は整っている訳で、あとはゴーサインがいつ出るのかということまで来ていると思っておりますので、ぜひ皆様のご理解を得て、これ再三再四言っておりますが、早期に実施をすることを期待しております。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。それでは、フォローアップワーキンググループの主査である中村委員、お願いいたします。

【中村委員】 フォローアップの担当といたしましては、この時点において皆さんの意見をきちんとまとめ上げることができず、その力不足をお詫びをいたします。しかしながら、両大臣が調整に乗り出された後も、なお整わずということでありますならば、あるいは、またここで新しい提案もなければ、親部会への報告に当たりましては、関係者一同、皆、早期実現を望んではいるものの、合意には今のところ至っていないということを、ひとまずこの場の結論とせざるを得ないのではないというふうに感じました。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。私からお願いをして、ご指名させていただく形でのご発言は、以上ですが、他にご意見はありますでしょうか。

今、皆さんにご発言いただいた内容は、今までこの委員会で行ってきた議論内容と首尾一貫していると思います。つまりこの委員会の中ではやはり適正な対価が還元されると、最初に河村委員に仰っていただきましたが、私自身も大学において学生がどういふコンテンツをつくるかを日常見ていますし、そうしたものの見本になるのが、地上デジタル放送の内容である、つまり、とても影響力があるという前提から、議論してきた訳です。そして、またそれが先ほどの福田委員のお話のように、次の世代のクリエイターがどういふ力を持つてくるのか、あるいは、どういふきっかけを持つて影響力のある良いコンテンツをつくれるようになるのか。さらに、多様な意味で、デジタル・コンテンツが世界の中で、大きな意味を持つてくるというコンセンサスもすでにあります。

それから、先ほど堀委員がおっしゃいましたように、ブロードバンドやインターネットや、新しいメディアも含めた環境の中で、ビジネスモデルを含めクリエイターやコンテンツへのリスペクトをどのように考えていくのかが、議論されることは極めて大事なことであります。この部分のコンセンサスは、もう皆さんお持ちだと思います。一方ではダビング10開始のタイミング感についてであります。前回、私も申し上げましたが、8月8日に北京オリンピックが始まり、デジタル放送の1つのステップとなる、これは明らかです。このダビング10が技術として、永遠に続く技術かどうかは、先のご指摘通り、技術ですのでいろいろな機会に改善することができるだろうというコンセンサスはあるのではないのでしょうか。ダビング10導入はオリンピックという機会を有効活用して販売時期を考慮し、普及を含めて進めていくためでもあり、今、申し上げたこと全部がつながってきます。

クリエイターへのリスペクトやコンテンツへの対価についての議論は今回で終わりというわけではなく続いていきます。現在も課題が沢山ありますが、一方では技術というのは時間の経過と共にどんどん発展をしていきますから、今のタイミングに限ればこのダビング10に関して私どもが議論してきた点は、本日のご発言の中でどなた

にもずれがなく、意見が対立していると私は感じません。それぞれのお立場とお考えがあり、この場以外の場所でも色々な議論があるということは十分承知しております。そうした状況の中で私が親委員会に報告する際に、この空白のページを埋めていくことになる訳ですが、今の中村委員のお話を鑑みるに、いろいろと『私が申し上げたようなことは全部合意しているが、ダビング10開始の期日の確定には至らなかった。』という報告を政策部会にしなければならないと考えざるを得ません。

明日が堀委員の誕生日で、6月2日は土井委員の誕生日ですが、一部報道には誤って私の誕生日だとあり、大勢の人から、「いつ村井さんの誕生日は変わったんだ」と言われましたが、最初のダビング10の議論は、3月29日の私の誕生日と言って進めたのです。6月2日は土井委員の誕生日だとおっしゃっていただき、明日の堀委員の誕生日には間に合いそうもないというご発言も先ほどありました。さて、期日確定、どうすればよいでしょうか、何かいいアイデアをお持ちの方はいらっしゃいますか。はい、どうぞ。

【椎名委員】 いろんな委員の方々のご意見を伺って、元橋さんがプロレスのリングなんていうことをおっしゃって、本当にメーカーの方と権利者がここでプロレスで決着してもいいんですけども、メーカーは田胡さんしか来てないんでちょっと分が悪いかないという気がします。メディアに書かれることというのは、権利者とメーカーがユーザーそっちのけで、もう言いたいこと言っていて、ユーザーの利便性はどこへ行ってしまったんだみたいなことを書かれる訳で、それも現実だなという気はしていて実に残念に思う訳です。

ダビング10というのはこの検討委員会が生み出した最初の成果であって、僕自身、委員会のメンバーとして思い入れもあります。これがなかなか世に出るチャンスを与えられずにいるということは非常に残念に思うわけです。ここで改めてもう一回繰り返したいのですが、第四次答申に盛り込まれた適正な対価の還元というのは、これは以前にも申し上げたとおり、極めて当たり前の概念であって何も特別なものではない。給食費を払わないような親がざらにいるような、そんな我々の社会ではありますけれども、我々がメーカーに申し上げたいのは、少なくともただ食いや食い逃げはしないでいただきたいと、それだけのことでありまして、そのことはこれからも引き続き主張していきたいと思います。その対価の還元が実現ができていない状況に直面して、我々はスタックしてしまっている訳なのですが、そういう状態から脱出する方法はないものかと我々も考えるわけです。従来からメーカーさんはダビング10と補償金の問題は、一体化すべきではないと主張されてきた訳です。我々権利者は堀さんからもお話があったように、補償金こそがダビング10の前提として上げられていた、対価の還元であると考えてきた訳で、この点でメーカーの考え方と我々の考え方というのは食い違っています。

しかしながら、こうした膠着状態をこれから先も続けていくことには何の意味もな

く、ユーザーの利便性という点について何回もメッセージを出されてきた村井主査や、増田大臣の思いを何とか受けとめたいというふうにも思います。よって、この際、このダビング10の問題に限っては、補償金の問題と切り離して考えて、本日この場においてダビング10の実施期日を確定してはどうかということ、村井先生にご提案したいと思います。このことは別に村井先生に暗がりですごまれたとか、あるいは、ブルーレイの件がうれしくてうれし涙に暮れたからとか、そういうことではありませんで、やはりこの場にいるメンバーのうちこの問題を解決できる人間が、汗をかくべきだからと思うからです。第五次答申においてダビング10のところ、空白なままではみっともない訳でありまして、村井主査にはぜひ期日の確定を前提に、答申をまとめていただけたらと思います。先ほど来の発言で権利者の思いについては、十分にご理解いただけたと思いますので、今後のまとめ方は村井主査と事務局、総務省をご信頼申し上げてお任せしようと思うのですが、2つだけ考慮をしていただきたいと思います。

まず1点目は、補償金制度の問題の合意形成の努力に向けて、先に文科大臣も示されていた意欲を情通審としてもぜひサポートするべきであるということ、補償金制度の問題の早期合意形成について明確な期待感を明記して、エールを送っていただけたらと思います。次に、2点目として、第四次答申で確認されたクリエイターへの適正な対価の還元という大きな課題について、今後は情通審自身の問題として、構成員全員でその具体化の方法を考えていくことを明確にすること、対価の還元が補償金に限らないのであれば、他にどのような手段があるかについて、ぜひ皆さんもお知恵を出していただきたいと思います。最後になりますけれども、4月11日から約2カ月強の間、対価の還元についてきちんとフォローアップする姿勢を貫いてくださった村井先生をはじめ、この検討委員会のすべてのメンバーの方々に改めて敬意を表するとともに、心からお礼を申し上げたいと思います。以上です。

【村井主査】 大変貴重なご意見ありがとうございました。

この椎名委員からのご発言は時期の確定を進めたらどうかというご提案ですので、私としては先ほど申し上げたように、時期の確定というのはいわば悲願として考えてまいりました。そして、色々な難題はありますが、必ずしも期日確定の妨げになるような意味での課題であると考えする必要はないのではないかとのご意見をいただいたのだと思います。今のご発言にあったような形で確定できればと思いますがいかがでしょうか。その他のご発言はどうでしょうか。はい、どうぞ。

【田胡委員】 2点目のほうはよくわかるんですが、1点目は、補償金制度を情通審で議論するという事ではないですね、ちょっと確認なんですが。

【村井主査】 はい、どうぞ。

【椎名委員】 補償金制度が早期決着することに対する期待感、これは対価の還元の1つであることは間違いないので、補償金制度について議論してくださいと言った覚えは



ありません。

【村井主査】 ありがとうございます。その他いかがですか。はい、どうぞ、福田委員。

【福田委員】 今の椎名議員のご指摘の点は先に四次答申においても、この情報通信審議会以外の場でも色んな議論が行われていると、そういうところにおいてそれぞれ委員が役割を果たしながら、バランスをとって早期に解決すべくことを、期待するということは既に書かれている訳ですから、そういう意味で、そういうことが既になされているながら、こういう状況になっているということが1点があると思います。その上で椎名委員がおっしゃっているのは、さらにこれを強めた表現にしたほうがいいのではないかということをおっしゃっているのでしょうか。私どもも現状についてこの書きぶりで、このままこの1年間この状況の進展ぶりであれば、弱いという表現であれば少し強めて期待感を表明されるというのは、それは私どもとしては是認をしたいと思えます。

【村井主査】 ありがとうございます。補償金の議論が他の場所で行われていることは、確認されていることですし、この場でも皆さんのご発言もありました。そこでの議論の進展を期待するということは、皆さんのご意見でもあった訳で、前回申し上げましたように、ここでいろいろご発言いただいたことは、できるだけ透明に答申案の中でも、記述して参ります。そういう方針で私はやってまいりました。今おっしゃったのは、それぞれの点が、含まれてということだと思いますが、その他いかがでしょうか。どうぞ、浅野委員。

【浅野委員】 9合目まで来てから頂上に至るまでの最後の1合がスタックして、なかなか前に進みませんでした。利害関係者が多岐にわたる中で、自己の立場を主張するだけでは何も進まないことは皆さんご承知の通りです。既に5年目に入っているこの検討委員会では、一步踏み出して合意形成を図る文化を作ってきたのだと思っています。今回の椎名委員の発言は、正に一步前進を示すものだと思います。私も、空白で期日も確定できない答申案を提出することになっては非常に残念であると思っていただけに、期日の記載を可能とする椎名委員の意見は大歓迎です。今後も様々な課題が出てくると思いますが、自己の立場を主張するだけでなく、一步ずつ進めて乗り越えて行くことがこの委員会での議論における習慣となるよう、期待をこめてコメントしました。

【村井主査】 ありがとうございます。はい、どうぞ。

【中村委員】 フォローアップのワーキングでまとめられなかったものを、今、椎名さんがまとめてくださったのかなという気がいたしました。最終局面での英断と思います。身を切って救ってくださるご提案だとお聞きをしました。これでダビング10がスタートできるのではないかという感じをいたしました。また、依然残る対価の還元につきましても、行政も引き続き積極的にご協力をいただいで、その宿題も果たしていければと感じます。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。そのほか何かご意見ございますでしょうか。そう

しますと、先ほど福田委員も準備が整っているとおっしゃる中で、D p aの開始時期の確定をもってというお話を伺ったと思いますし、田胡委員の方からもメーカーとしても、早期の実現と伺っておりました。以上をふまえると、関委員にお伺いしたいのですが、D p aとしての期日確定は、いつになるのでしょうか。堀委員の誕生日である明日はさすがに無理ですね。

【関委員】 前回までもご説明してきましたように、ちょうど資料の20ページにもありますように、D p a側としては準備は整えていきますが、最終的には情通審の合意を受けて決定したいということを書いてきました。正直、ちょっと、今、急転直下みたいな感じでという意味で、今の主査の私への質問は、ということで、一応合意が得られたので、それで開始日の確定に進みなさいと、こういうことで理解してよろしいのでしょうか。

【村井主査】 はい、開始時期をD p aで確定していただく局面に来ました。

【関委員】 はい、そうしたら、単純にこれからのD p aの作業ということと、全体的な準備状況ということから考えますと、多分、すみません、堀委員の誕生日には間に合いませんと思いますが、福田さんも、それから、田胡さんもおっしゃったように、これまでも準備を進めてきておりますので、ほぼ準備は整っているとご理解いただいてもいいと思います。ただ、いよいよ開始日を確定するととなると、放送事業者側の準備はもう整っていると私はちょっと考えておりますが、一応その確認が必要ですし、それから、もともとはやっぱりメーカーさんが発売等々に関して、ある程度のやっぱり時間的な余裕といいますか、時間も必要だということもございまして、それから、放送事業者の中でも特にダビング10と、コピーワンスの両方をやっていくという観点から見ると、視聴者の方にそこら辺のところのやっぱり広報、周知ということも必要だと、色んなことがありますので、そこら辺は今日こういうことで進めろということになりましたら、明日の朝から急遽ちょっと進めたいと思います。

じゃ、どのぐらいかということになりますが、確認しないと何ともちょっと言えないところはありますけれども、そうですね、前からのちょっといろんな関係者のとの話の中では、まあ、2週間ぐらい見ると何とか。

【村井主査】 2週間かかるのですか？

【関委員】 明日から即やってという感じがいたしますが、そこはその上で確定するということになると思いますが、そのぐらいのところが時間的な準備の最後の段階かなという感じがします。

【村井主査】 本日が19日で、来週が26日ですね。今年はオリンピックでうるう年ですね？

【大山主査代理】 そうです。

【村井主査】 3日。

【大山主査代理】 3日ですか。

【村井主査】 では、7月3日以降で7月生まれの委員の方はいらっしゃいますか。椎名委員、いつですか。河村委員もですか？

【椎名委員】 14日です。

【村井主査】 14日。河村委員は？

【河村委員】 7月5日です。

【村井主査】 5日、それでは、7月5日ということで、関委員、お願いしていいでしょうか。

【田胡委員】 すみません、5日は土曜日なので。

【村井主査】 5日は土曜日ですか。

【田胡委員】 お客様対応を考えると大変じゃないかなと、この際、贅沢は言っていないんですけれども。

【村井主査】 これは7月5日にアナウンスを開始するということでしょうか、確定日ということでしょうか？

【関委員】 いや、確定してましたらアナウンスはすぐします。

【村井主査】 なるほど、では……。

【関委員】 開始日という。

【村井主査】 はい、5日が土曜日だと問題でしょうか。14日までだと大変ですね。

【椎名委員】 大変ですね、お互いに。前回と一緒にです。

【福田委員】 商戦のチャンスは逃しちゃいますけど、前回も土曜日ではなかったので、もしそうであれば当てるとすると、河村委員の誕生日過ぎた後の月曜日かという立て方ですね、その場合は七夕になりますけど。

【田胡委員】 それ、今日決めないとまずいですか。

【村井主査】 では、いずれにせよ、5日か7日かは決めていただいて。

【田胡委員】 うまくいけば4日とかですね、ちょっと調整させてもらわないと。

【関委員】 土日入っても……。

【植井委員】 土日延ばさないほうがいいと思いますけど。

【田胡委員】 もうちょっと、もう一日前のほうがありがたい、どうせなら金曜日。

【植井委員】 早期実施はメーカーさんのある程度有利なことだと思うんですけれども。

【田胡委員】 いや、だから、月曜日じゃなくて金曜日の場合、もう一日前倒しのほうがよろしいのではないか。

【村井主査】 では、4日で大丈夫ということでしょうか？

【田胡委員】 多分大丈夫だと思うんですけれども、ちょっとこの場では、突然の話なので。

【村井主査】 なるほど、わかりました。では、関委員、4日で大丈夫ですか。

【関委員】 今の話はメーカーさんのお話、田胡さんのお話はそうですが、やっぱり関係者の放送事業者側の問題、それから、周知・広報の問題、D p aとしてもやっぱり周

知・広報していかなければいけないものですから、それ、正直、今、私何の準備もしておりませんので、早速明日から確認して、多分、今、田胡委員がおっしゃっていることもD p aの中で調整はつくと思います。したがって、一応、今お話ございました河村委員の5日というところを1つのターゲットにしながら、若干いろんな都合で前後するという事は、若干アローアンスいただいて検討をしたいと思いますが。

【村井主査】 では、つまり5日か4日という方向で調整をしていただけるということですね。誕生日というのは色々な都合で、前の日にお祝いすることが多分にありますので、河村委員の誕生日を祝って7月5日という気持ちで進めたいと思います。4日か5日については、これはD p aにその方向で作業をしていただきたいとこの場で決めればよろしいですね。

【関委員】 はい。

【村井主査】 それでは、是非そのように決めてさせていただきたいと思います。重要なことを先ほど椎名委員がご提案なさって今の話に続きましたので、椎名委員に感謝致します。2つの点を先ほどご発言いただきましたが、ひとつは私的録画補償金の合意形成で、文科大臣、それから、経産省の大臣等がいろいろな調整をされたということが先ほど田胡委員からもお話がありました。椎名委員は補償金の問題とは切り離して、ご提案をするということでご発言をいただきましたし、それから、先ほど田胡委員がおっしゃいましたように、補償金に関する合意形成は別の場所で、文化審議会の場ということだと思いますが、進めるということですが、先ほど堀委員からもコンテンツ大国の実現とおっしゃっていただきましたが、この委員会においてもこの共通の目的に対する議論を進めていただきたいというご発言は何度もありました。

それから、もう一つは、昨年答申の時に出ましたクリエイターの適正な対価の還元です。繰り返しになりますが、やはり新しい世代が、このデジタル・コンテンツをどう作っていくか、夢と希望を持って作っていけるという環境がとても大事だということはこの審議会の昨年の提言でも含まれており、それが補償金をもってするのではない形で進めるということですが、そうであるとする、クリエイターの適正な対価の還元の問題を皆で考え、それぞれの知恵を出していくことは、非常に大事なことであり、議論を進めさせていただきました。はい、どうぞ。

【椎名委員】 必ずしも補償金でないということではなくて、補償金に限らないのであればというふうに思います。

【村井主査】 そうですね。はい。いずれにせよ繰り返しこの問題に関して、情報通信審議会として、デジタル・コンテンツの関係をどのように議論していくべきかということについては、それぞれのステークホルダーである皆さんにお集まりいただいて、その議論を進めていただく場であることがとても大事であり、また、それぞれの立場の方が具体的な方法を議論していくことが、とても大事です。事務局の方には今申し上げた点を踏まえて、骨子、答申の案文の作成をお願いいたします。よろしくお願

たします。

それでは、その次の課題です。エンフォースメントに関する提言も、空欄になっておまして、これに関しても発言をお願いしたいと思います。まず、前回、資料を出していただいた関委員からお願いいたします。

【関委員】 基本的に前回にご説明、ご意見申し上げたことを、今日までの間に変わるということはないのと同じことなんですけど、前回もお話ししましたように、結構11回というWGを通してずっとまとめてまいりました。前回もご説明しましたように、一応、説明は放送事業者提出の資料にはなっておりましたが、それは基本的にWGの議論をまとめてきたつもりでございます。その中で一応これまでの議論の中で、技術的エンフォースメントと制度的エンフォースメントの課題というものを、この前は一応明確にしたということをお話ししてございます。今後、この課題の1つずつに関して、引き続き議論をして解決していくということが、重要ではないかと考えております。

【村井主査】 ありがとうございます。藤沢委員も同様に何かありますか。

【藤沢オブザーバー】 今、関委員に言っていただいたとおりなんですけれども、今日、事務局のほうで取りまとめていただいた、23ページの下段のところにありますように、一定のコピー制御、私たちはそれをダビング10だと思っておりますけれども、この遵守を担保するための仕組みということで、エンフォースメントが必要であるということについては、ここに書いてあるとおりで、皆さん一致した意見だと思っております。それをより効果的、あるいは、より経済的に実現していく手段ということで、制度的エンフォースメントについても検討しようということで、前回ちょっと長々のご説明いたしましたけれども、ああいう形で大体評価軸がまとまったと思っておりますので、その各項目について粛々と検討をしていくということで、これからの提言という形でまとめていただければと思っております。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。田胡委員、お願いいたします。

【田胡委員】 前回ちょっと欠席して大変申しわけございません。私もワーキングに参加したのですが、ワーキングでの議論は基本的に私の理解としては、一般論としてのテクニカル・エンフォースメントを議論したと、あるいは、一般論としてのリーガル・エンフォースメント—制度的エンフォースメントを整理したのであって、比較評価をした訳ではないという理解ですので、ここは改めて確認させていただきたいということが1点。

それから、2点目は、しからば今後どうするかという具体的な検討に当たっては、やはり解決すべき課題は一体何でしょうかという、この特定がまず先決でありまして、これがないと例えば技術面での検討もできないし、あるいは、場合によっては制度面の検討もできないと考えております。したがって、今までの議論は一般論としてテクニカル・エンフォースメント、それから、制度的エンフォースメントを整理して、そういう意味では民民の話といわゆる制度的な話というものを、交通整理してやったわ

けで、具体的な比較評価はこれからの課題と、そのためには早く特定の解決されるべき課題を、もう一回整理して特定することを最優先にすべきというような内容で、まとめていただきたいなと思っております。

【村井主査】 ありがとうございます。高橋委員、お願いいたします。

【高橋委員】 制度的エンフォースメントと、技術的エンフォースメントをなるべく明らかにした上で、みんなで判断していこうということが非常に大事だと思っています。今、田胡委員がおっしゃった解決すべき課題は何かと、これがもし共有できていないとすれば、これをきちんと確認して書き込んでいくことが大事だと思います。消費者サイドとしては厳しい法的ルールが欲しいと申し上げている訳ではなくて、エンフォースメントをちゃんとできるのには何がいかということですので、その選択肢という形でもっとわかりやすくしてほしいということを前回も申し上げました。よく判断できるようになってみんなで判断していけば、よろしいのではないかなと思っております。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。椎名委員、お願いいたします。

【椎名委員】 田胡委員のおっしゃった一般論を議論してきたというのは、ちょっと違和感があります。地上放送について無反応機「フリーオ」という名前は出なかったにせよ、そういう無反応機がありますよ、B-CASというシステムがあっただけでこうやってきましたよ、制度はどうやっていくんですか、極めて具体的な個別の事例について話をしてきたと思うし、制度と技術ということについて放送事業者の方々から2回ぐらい整理をして出していただいたと思うんですね。その比較をした上で様々な意見も出てきたことを踏まえて、やはり制度と技術、特に制度について議論を続けていただくような、取りまとめにさせていただけたらと思います。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。浅野委員、ご発言でございますでしょうか。

【浅野委員】 直接ワーキンググループに参加していないので、どのような議論が行なわれたのか分かりませんが、ここに挙げられてきたということは、要するに合意形成が取れていないことを意味していると私は理解しています。ここに関しては、もう少し議論が必要なのではないのでしょうか。本来事務局でまとめるべきものが、何故放送業界側から報告として上がってくるのかという点についても私には分かりませんし、まだまだ議論はし尽くされていないと思っております。

【村井主査】 ありがとうございます。時間が大分過ぎてしまいましたが、何かご発言ははい、どうぞ。

【植井委員】 すみません、時間がない中で手短かに申し上げます。今、浅野委員おっしゃったように、まだこういった形での対比という段階までしか来ておりませんが、前回のたしか6月10日だったと思いますが、この会でも関係者、ステークホルダーの皆様はすべてこちらのほうでお出しした資料をベースにして、これから議論をどんどん深めていこうと、肅々と進めようというような合意までは来ていたと思いますので、

是非これをベースにして今後さらに議論を深めていくという形で、進めさせていただきたいと思っております。

【村井主査】 ありがとうございます。そのほか何かご発言はありますでしょうか。

【福田委員】 よろしいでしょうか。

【村井主査】 はい、どうぞ。

【福田委員】 11回も議論をして一般論に終わること自体が通常あり得ませんので、相当具体的なテーマで絞り込んで議論をされているはずだと理解をしております。前回放送側の委員の提出資料となっておりますけれども、ここにおいても技術的・制度的の中に適用範囲、対象は無料の地上デジタル放送と書きながら、他のものも含めてより具体的に書いてあるわけですね。それを、今、浅野委員がおっしゃいましたように、なぜ放送側の委員だけから出てくるかということについては、私は放送側ですので放送側がまとめたかどうかは別にして、我々としてはこの案というものを前回の審議会においての答申にもありますように、やはり技術的であれ制度的であれ、議論していくんだということにのっとって議論をしていて、それでワーキングが出てきて、それで11回議論した上で整理をされてきたものだろうと思います。ただ、このワーキングに関わっていらっしやらない方から見ると、まだまだ議論が未成熟であるというご指摘ならば、引き続きこの議論を深めた上で、目的に沿った解決を見出すということを記述していただきたいと思っております。

【村井主査】 はい、高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】 関連してですが、これは骨子だけなので、本体がどういうふうになるのかわかりませんが、比較表自体が偏っていませんかと前回申し上げたわけです。やはり両論併記になるのはある程度やむを得ないと思っておりますけれども、忠実に書いていただきたいと思っております。という点から言えば、この骨子の中にはB-CASのことが全然触れられてないように、私は斜め読みして思っているのですが、これに関しては第四次中間答申で消費者側からの意見で、B-CASに関しては複数の意見が来ているんですね。それをまるで検討していなかったかのようにこの答申案ができるのはまずいと思っております。B-CASに関してご意見を申し上げた立場からすれば、そこに残っているもろもろの疑義に関しても、きちんと書き込んでいただきたいということを、事務局にお願いしたいと思っております。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。その他何かありますでしょうか。

大変貴重な議論をありがとうございました。長い時間をかけ、技術と制度の両面から、色々な整理をしていただけましたし、先程の一般論か一般論ではないかという点は、今後もまだ議論する必要があるという認識はどなたも共通であるようにお見受けしました。23日に、私から情報通信政策部会に報告をさせていただきますので、骨子案をベースに、ご発言があった部分を加えて、報告させていただきます。

今、高橋委員がおっしゃったように、これを、答申としてどうするのかということ

は部会からのご意見も例年ありますので、また部会の後で皆さんにフィードバックさせていただき、その答申の案文審議をこの委員会で決めていただきたいと思います。今のご発言を全部含めた上で、答申の案文を事務局で準備をしていただきます。23日の部会においては、今日の議論でご発言いただいたことを受けて、骨子案という形でこの空白の部分を埋めた案を報告できると思います。今日ご議論していただいたことに基づいて議論を続けていくということ、それから、現状は選択肢としての整理をしていただいたという段階でありますので、議論はエンフォースメントに関する課題も含めてこれから続けて参ります。

また、先ほどのダビング10に関しましては、皆さんの大変長い間のご努力と、色々な方の決断により、この空白を埋めることができると信じます。

今申し上げました形で、部会での報告を致しました後、また皆さんにこの中間答申案の案文を議論していただきたいと思います。引き続き様々なご意見を皆さんから、事務局にお寄せください。技術ワーキンググループは、現時点での、最後の空白欄の埋め方を議論する必要があると思いますので、私の報告前に1度、技術検討ワーキンググループを開催させていただき、その点を詰め、ご報告の案をフィックスさせていただきたいと思います。ですので、この部分はこの委員会としては、技術ワーキンググループを部会後に開催する形で調整させていただき、まずは来週の部会の報告を私にお任せしていただいて、そして案文に関して皆さんのご意見を伺うということで、進めさせていただいてよろしいでしょうか。

はい、どうもありがとうございました。それでは、本日大変長い時間を頂いてしまって申し訳ありませんでした。しかしながら、非常に長い間の懸案事項に、ある一定の進み方が見えて参りました。皆様のいろいろなご意見、それから、貴重なご決断に深く感謝をしたいと思います。

どうもありがとうございました。以上でございます。

以上